第67号議案継続審査の論点に対する会派意見

	論点番号	内　容	自民党	維新の会	公明党	ひょうご県民連合	躍動の会・無所属	共産党
1	①③	「事実関係が明確になっていない、知事の説明責任や再発防止への対応を見極める必要がある」という論点に対する考え方	これまでの議会審議において、十分に議論がかみ合わず、説明が尽くされていない点もあると認識している。引き続き知事に説明責任を果たすよう求めるとともに、再発防止に向けた取組を確認していく必要があると考える。	本件はあくまで情報漏洩に対する管理監督者としての責任に対する議案であり、事実関係等の認定などについて議論するものではない。	かねてから主張してきたとおり、知事の説明責任、再発防止に向けた対応状況を見極めた上で判断すべきである。	２のとおり、知事と３人との証言が食い違っている。このことが明確にならないと、再発防止策等の議論すら成り立たない。	知事はこれまで様々な機会を通して説明を果たしている。1年以上継続審議となっているが、説明責任や再発防止の対応について議会から具体的に説明が必要な論点整理や追加で行うべき再発防止策についての提案などは一切なされず、いたずらに時間を浪費してきただけである。本県議会の最高規範である兵庫県議会基本条例第3条において、議会は、議決により県の意思決定を行うことをその役割として定めており、また同条例第5条では、議決責任を深く認識するとともに、円滑かつ効率的な議会運営に努めることが求められている。 継続審査は、明確な必要性と合理的な理由に基づいて判断されるべきものであり、単に結論を先送りするための手段であってはならない。	第三者調査委員会報告書と、知事のこれまでの回答には齟齬がある。第三者調査委員会が報告している知事の「指示」ととらえられている点について、説明責任が果たされていない。そのことを明確にする必要がある。
2	②	「事実関係を明らかにするために関係者を招致して調査を行う必要がある」という論点に対する考え方	関係者を委員会に招致して説明を求めることも一つの方法であるが、その実現可能性等を踏まえれば、定例県議会における質問を通じて、知事自らに説明を求めることが現実的であると考える。	上記と同じ理由で、事実関係等の認定のための関係者招致であれば必要性を認めない。	知事は、10月22日の記者会見において、「条例の趣旨、そして内容については、説明を自分ができる限り精一杯させていただいておりますので、それを引き続き、努力をさせていただいていきたい」、「提案者として、引き続き、条例の趣旨、そして目的等についてしっかり説明をしていきたい」と発言している。議会としても、条例提案者である知事本人から直接説明を聴取することは、本議案の適切な審査に資するものであることから、知事の招致を求めたい。	井ノ本元総務部長は、百条委員会では警察の調査中であり証言を拒否した。その後、第三者調査委員会に弁明書を「知事の指示による正当な業務を行っただけである。」と提出した。知事の指示による正当な業務を元総務部長は行ったと、元片山副知事及び元小橋理事も証言している。指示をしていないとするのは、齋藤知事だけである。よって、４人による対質を行う必要がある。	聞き取り調査は県当局、百条委員会、第三者委員会、警察、検察と我々議会を含むあらゆる機関によって行われており、県当局によってミスコミュニケーションという見解が示されている。別の事実があると主張するのであれば、その主張を裏付ける具体的根拠を明確にすべきである。	調査のために、知事、元副知事、元理事、元総務部長など、関係者はすべて招致すべきだと考える。また調査に当たった第三者調査委員会のメンバーの招致も検討すべき。
3	④⑤	「司法判断が出ており、管理監督責任についての本議案の審査と知事の指示の有無等は分けて対応すべき」という論点に対する考え方	本議案に係る管理監督責任と知事の具体的な関与や指示の有無については、それぞれの論点を整理し、事実関係を踏まえて判断する必要があると考える。	そのとおり	不起訴処分は刑事責任に関する判断にとどまり、知事の管理監督責任や政治的・道義的責任が明らかになったものではない。知事の指示の有無を含む事実関係や説明責任の履行状況は、本議案の審査においても重要な要素であり、切り離して判断すべきではないと考える。	司法判断とは、裁判所の判決を言う。裁判官が法を解釈・適用して下したものが司法判断である。検察の起訴猶予、不起訴処分は、あくまでも警察から送致された事件などについて、裁判にかける（起訴する）かどうかを検察官が判断する行政処分でしかない。判例は「裁判所による法解釈の公な結論」であるのに対し、不起訴処分は「検察官による刑事手続を途中で終了させる行政判断」に過ぎない。	同意する	分けて考えられる問題ではない。管理監督責任というが、問題は、なぜ、そのような漏えいが意図的に行われたのかということ。管理監督する側の幹部も一緒になり、漏えいを推進したわけで、なぜ、そのようなことが行われたかということを明らかにしなければ、この問題は解決しない。
4	⑥⑦	「管理監督責任に限定することなく、情報漏えいや文書問題に関する知事の対応も含める必要がある」という論点に対する考え方	本議案の審査に当たっては、情報漏洩に係る管理監督責任と、文書問題全般に関する課題を整理し、議案の審査対象を明確にした上で判断する必要があると考える。	本議案の趣旨からは相違している。	情報漏えいについては、知事自身の関与や指示の有無が核心部であり、仮に知事が関与していたのであれば、単なる管理監督責任の問題として整理できるのか疑問である。そのため、管理監督責任のみを切り離して判断するのではなく、事実関係の解明や知事の関与の有無を含めて検討する必要があると考える。	知事が指示を行ったとすると、それは刑事処分となる。違法行為を指示した知事には、管理監督責任では済まない。	本議案が対象とする組織の長としての情報管理責任と、知事自身が漏えいを指示したかという問題は区別して審議すべきである。 知事による漏えい指示の有無について判断が確定していないことをもって、組織の長としての管理責任を問う本議案の議決を先送りする理由にはならない。	指摘内容のとおりであると考える。上記でも述べている通り、情報漏えいが行われた、背景、意図を明確にしなければ、この問題の根本的な解決にはならない。
5	その他	審査に当たって考慮すべき点等	これまでの審議経過や知事の説明、各議員の意見を踏まえ、引き続き議論を深めながら、議会として責任ある判断につなげていく必要があると考える。	特になし	知事による説明責任の履行と事実関係の解明がなされた上で判断すべきと考える。	行政の長が違法行為を指示したとすると、知事の席にとどまることはできない。	知事に説明を求めるのであれば、音声データ等の具体的な根拠を示すべきである。	知事の答弁について、これまでのように同じ内容を繰り返すということにならないよう、指摘や、質問に誠実に答えるように、事前に伝えておく必要がある。

【委員長試案】第６７号議案継続審査の論点整理

（継続審査に賛成する意見）

① 情報漏えいに関する知事及び元副知事の指示の有無について、第三者調査報告書と知事の説明にそごがあり、事実関係が明確になっていないこと（公明）

⇒② 事実を明らかにするために、関係者を招致して調査を行う必要があること（県民連合）

③ 知事の説明責任の徹底や再発防止への対応を慎重に見極める必要がある（自民・公明）

（継続審査に反対する意見）

④ 管理監督責任についての議案であり、指示の有無等については、事実が判明してから本議案とは別で対応すべきこと（維新・躍動・長崎委員）

⑤ 刑事手続き等で一定の結果が出て、起訴には至っていないこと（維新・躍動）

⑥ 第三者調査委員会で元総務部長が情報漏えいに知事の関与があったとの弁明書を提出する等、知事が指示した疑いがある中で、管理監督責任だけでなく情報漏えいに及んだ知事そのものの行動も含める必要があること（県民連合）

⑦ 情報漏えいの背景にある文書問題が解決していない中で、知事の責任を管理責任に矮小化し、幕引きを図ろうとしていること（共産）

知事・副知事給与の特例条例を改正する条例の審査経過①

時期	内容	常任委員会の審査結果など
R7.6 定例会	第77号議案 提出	**継続審査申出①** ・協議の時間が限られていた ・事実関係が明らかでない中で判断できない
R7.8.18	閉会中 常任委員会	**委員長から整理した論点を総括質問** ①県保有文書のインターネット等への漏えい ・県による告発や県職員の関与の疑いなど、議案上程からの状況変化 ・漏えい経路や県職員の関与に対する県調査の有無 →捜査中のため答弁できない ②県幹部職員による秘密漏えい ・告発など、議案上程からの状況変化 →県議・教授による告発を報告、今後の捜査に協力 ・第三者委員会報告と知事の主張が矛盾していること →知事と元総務部長との間にミスコミュニケーション ③県保有文書や情報の管理体制及び再発防止策 →全庁通知、幹部職員への研修等を実施

知事・副知事給与の特例条例を改正する条例の審査経過②

時期	内容	常任委員会の審査結果など
R7.9 定例会	第77号議案 継続審査	**継続審査申出②** ・事実関係が明らかでない状況に変わりはない ・知事は刑事告発されているが結果は出ていない ・根拠となるべき管理監督責任について制定理由に明確に規定されておらず、何に対しての処分なのか不明瞭
R7.12.1	議案撤回	
R7.12	第146号 議案提出	**制定理由に「情報が適切に管理されなかったことに対する責任を明確にするため」と規定**
〃	第146号 議案	**継続審査申出③** ・事実関係が明らかにされていない現状に変化はない ・司法の判断がまだ示されていない中で結論を急ぐことは適切とは言えない
R8.2 定例会	第146号議案 継続審査	R8.3.3 意見開陳のみで表決は先送り ・事実関係が明らかでない状況に変わりはない
R8.3.25	議案撤回	条例の対象である服部副知事退任のため
R8.3.27	検察の判断	知事・元副知事：嫌疑不十分で不起訴 元総務部長：起訴猶予　県職員関与疑い：嫌疑不十分で不起訴

R8.10.30

知事・副知事給与の特例条例を改正する条例の審査経過③

時期	内容	常任委員会の審査結果など
R8.6 定例会	第67号議案 提出	給与減額の対象者を知事のみとして提出
R8.6 定例会	第67号議案 継続審査	**継続審査申出④** （自民党） ・県民への説明責任を果たすこと、再発防止策を具体化すること、議会との信頼関係の構築と県政運営におけるガバナンス強化に取り組むことなどを申し入れた。 ・その後の本会議における知事答弁、とりわけ公益通報制度における３号通報の法解釈に関する発言について、会派内から強い懸念が示されることとなった。 ・申入れの趣旨である説明責任の徹底や再発防止への姿勢について、なお慎重に見極める必要があるのではないか。 （公明党） ・不起訴となった現在においても、県民に対する真摯かつ十分な説明が尽くされているとは言い難い状況にある。 ・原因が十分に解明されなければ、実効性ある再発防止策構築も困難。 ・迅速に結論を出すのではなく、知事による説明責任の履行と事実関係の解明がなされた上で判断すべき。
R8.10.16	検察審査会の判断	知事・元副知事・元総務部長：検察審査会で不起訴処分は相当
R8.9 定例会	第67号議案 継続審査	**継続審査申出⑤**　詳細は資料09参照

第67号議案　知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

１　制定の理由

県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書及び秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査報告書を踏まえ、情報が適切に管理されなかったことに対する責任を明確にするため、知事の給与の減額の措置について、所要の整備を行う。

２　制定の概要

(1) 給料月額の特例（附則第２項関係）

令和８年７月分から同年９月分までの知事の給料月額について、減額割合を次の表の改正後の欄に掲げる割合に引き上げる。

	改正前	改正後
知　　事	100分の30	100分の50

(2) その他（附則第１項関係）

規定の整備を行う。

３　施行期日

公布の日

第 67 号議案

知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年６月２日提出

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

兵庫県条例第　　号

知事及び副知事の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事及び副知事の給与の特例に関する条例（令和３年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の１項を加える。

（給料月額の特例）

２　令和８年７月分から同年９月分までの知事の給料月額に係る第１条の規定の適用については、県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者調査委員会の調査報告書及び秘密漏えい疑いに関する第三者調査委員会の調査報告書を踏まえ、情報が適切に管理されなかったことに対する責任を明確にするため、同条中「100分の30」とあるのは、「100分の50」とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。